

## 独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令の一部を改正する命令について

### 1. 改正要旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、日本工業規格が日本産業規格に変更されるため、「独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令（昭和34年総理府・大蔵省令第1号）」の別記書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、併せて「平成」を「令和」に改めるもの。

### 2. 恩給納付金制度の概要と命令の趣旨

旧日本住宅公団の役職員であった者は、関係行政機関からの出向者が多数を占めていた事情から、これらの役職員を文官とみなし、恩給法の規定が準用されることとなった（旧日本住宅公団法第59条）。このような公団の役職員としての在職期間に係る恩給は公団が応分を負担することとされ、国又は地方公共団体に恩給納付金として納付することとされた（同法第60条）。その後、同公団に類する公団等についても同様の措置が講じられた。

独立行政法人等の恩給納付金に関する政令（昭和34年政令第269号）は、各公団等の業務を引き継いでいる独立行政法人等が負担すべき恩給納付金の計算、納付手続を定めている。第1条において、各独立行政法人等が役職員の恩給年額に独立行政法人等の役職員としての在職期間が全在職期間に占める割合を乗じた金額を納付すべきことを、また、第2条において、総務大臣又は地方公共団体の長は、毎年度、独立行政法人等の恩給納付金を調査の上、独立行政法人等ごとに仕訳書を作成し、当該独立行政法人等に対し当該仕訳書を添付した恩給納付金額通知書を送付しなければならないこと等を、それぞれ定めている。

同令第2条の規定を実施するために定めたのが「独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令」である。

### 3. 施行日

令和元年7月1日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日）